

第 8 次徳島県保健医療計画における 外来医療計画（案）について

1 趣旨

外来医療機能に関する情報を可視化し、地域で不足する外来医療機能に関する協議を通じて、地域における外来医療提供体制を確保するため、医療法第 30 条の 4 の規定に基づき、外来医療計画を改定し、保健医療計画に位置づける。

2 計画期間

（前期）令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 3 年間

（後期）令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 3 年間

3 計画の概要

- 外来医療機能の偏在・不足等の情報を可視化するため、国が示す「外来医師偏在指標」に基づき、外来医師多数区域を設定
- 不足している外来機能（初期救急、在宅医療、公衆衛生等）についての検討及び外来医師多数区域における新規開業者の届出状況の「協議の場」での確認
- 医療機器を購入した医療機関の共同利用計画について「協議の場」での確認
- 外来機能の明確化及び連携を図るため、外来機能報告に基づく、紹介受診重点医療機関の選定

4 主な記載事項

- 外来医療提供体制の「協議の場」の設置
（ポイント）徳島県地域医療構想調整会議を活用
- 外来医師偏在指標に基づく外来医師多数区域の設定
（ポイント）東部・西部圏域が外来医師多数区域に該当（現行計画と同じ）

	外来医師偏在指標	区域区分
徳島県	134.6	—
東部	146.9	外来医師多数区域
南部	103.3	
西部	117.8	外来医師多数区域

- 不足している外来医療機能についての検討
（ポイント）郡市医師会からの意見を取りまとめ
- 外来医師多数区域における新規開業者に求める不足する外来医療機能
（ポイント）初期救急医療、在宅医療、公衆衛生を位置づけ
- 確認プロセスと実効性の確保
（ポイント）新規開業する診療所に対して、外来医療機能の提供を求める外来医療機能提供に合意がない場合、書面による提出も可能
- 医療機器の共同利用の方針及び共同利用計画
（ポイント）対象機器購入時に、共同利用計画を作成・提出
- 外来機能報告
（ポイント）国の外来機能報告の結果に基づき、地域医療構想調整会議において紹介受診重点医療機関を選定